

随意契約理由

令和8年(2026年)2月20日

契約担当課名	読書振興課
発注担当課名	読書振興課
契約名称	豊中市立図書館電子雑誌閲覧サービス運用業務
契約内容	豊中市立図書館電子雑誌閲覧サービス運用業務
契約締結日	令和8年(2026年)2月20日
及び契約期間	令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	東京都文京区大塚三丁目1番1号 株式会社 図書館流通センター
契約金額	1,320,000 円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>図書館における電子書籍の提供においては、電子書籍コンテンツ数や、書誌情報(書名・著者名・出版年・ページ数といった図書等の資料が持つ各々の特徴を一定の規則で配列)の正確性、読書バリアフリーに配慮した音声読み上げ機能や文字拡大機能、多言語対応、情報セキュリティの安全性等が重視される。また、著作権処理を含めた購入契約が必要であり、選書・検索においても、正確性のある書誌情報が不可欠である。情報セキュリティの観点から、クラウドサービスの利用要件としては、サービス上のユーザー所有データ(バックアップデータを含む)の所在地が日本国内に限定できること、準拠法、裁判管轄を国内に限定できることが挙げられる。</p> <p>全ての条件を満たし納入できるのは、株式会社図書館流通センターしかいないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結し、電子書籍貸出サービスを提供している。</p> <p>電子雑誌コンテンツについて、上記サービスと一元的に提供することができるのは株式会社図書館流通センターしかいないため、同規定により随意契約を締結するものである。</p>